第１編　総論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、座間市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、座間市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第３５条の規定により県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第３５条第２項各号に掲げる事項について定める。

２　市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護の実施体制、市が実施する警報、避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項を定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにし、かつ、市の区域における国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画には、国民保護法第３５条第２項各号に掲げる事項を定める。

ア　市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ　市が実施する国民保護法第１６条第１項及び第２項に規定する国民保護措置に

関する事項

ウ　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

エ　国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ　上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関して市長が必要と認める事項

(3) 市計画の対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

(4) 計画の対象地域

市内全域（市域を超える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

３　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論

第２編　平素からの備えや予防

第３編　武力攻撃事態等への対処

第４編　復旧等

第５編　緊急対処事態への対処

資料編

４　市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、知事への協議は不要）。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性

本市には、在日米陸軍キャンプ座間や陸上自衛隊分屯地の存在、起伏にとんだ地形や人口の過密化などの地域特性があるが、市は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に特に配慮する。

第３章　事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。　関係機関連絡窓口については資料編に記載

※【国民保護措置の全体の仕組み】

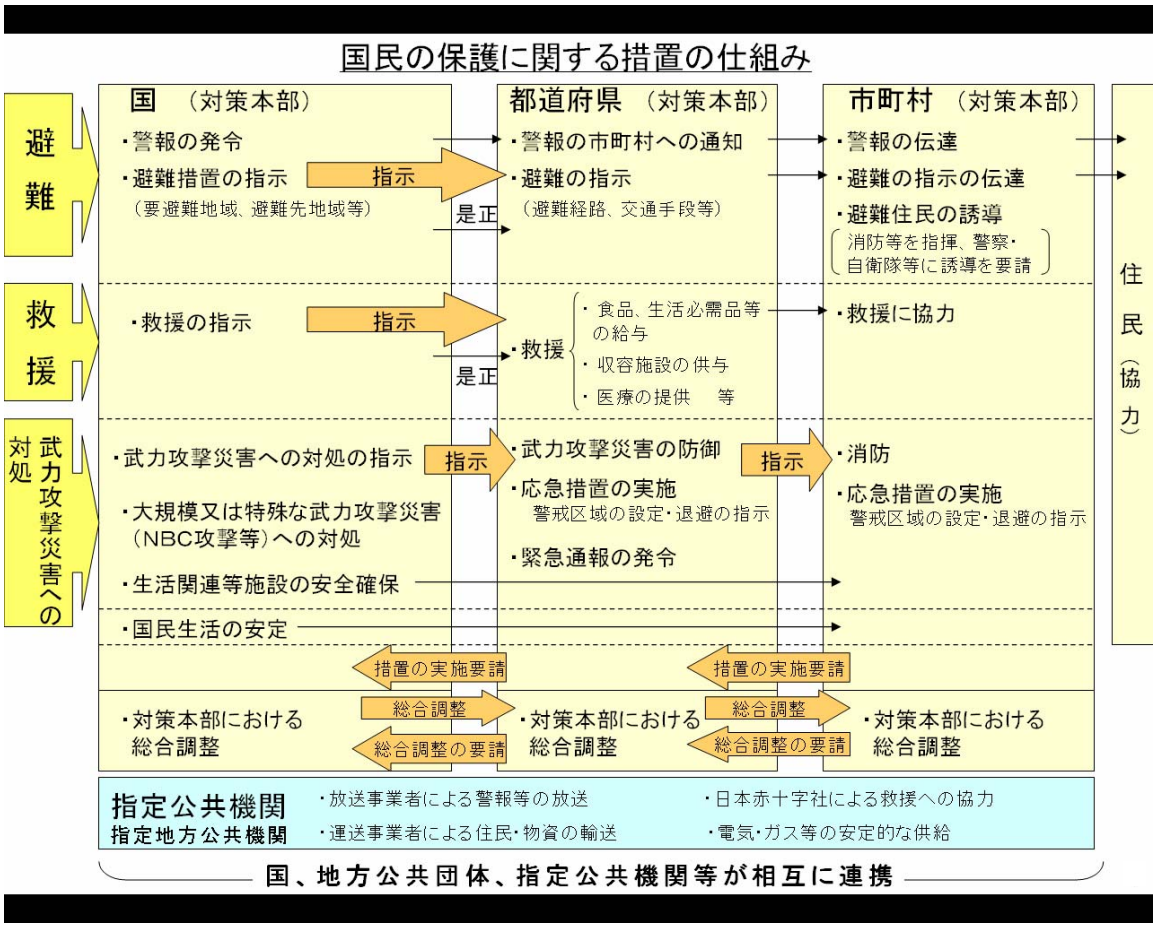

○　市の事務

1　座間市国民保護計画の作成

2　座間市国民保護協議会の設置、運営

3　座間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営

4　組織の整備、訓練

5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の市民の避難、市町村に関する措置の実施

6　救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

8　水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施

9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第４章　市の地理的、社会的特徴

（1）位置と地勢

（位置）

本市は、神奈川県のほぼ中央部に位置し、東京都心からは約 40 km、横浜中心部からは約 20 kmの距離にあり、東は大和市、西は相模川を境に厚木市、南は海老名市、北は相模原市に接している。鉄道はＪＲ相模線（入谷駅・１日平均乗車人員 710 人（「統計要覧　平成１７年版」より、以下同））、小田急小田原線（座間駅・１日平均乗車人員 11,071 人、相武台前駅・１日平均乗車人員 20,730 人、小田急相模原駅[相模原市にあるが本市に隣接]・１日平均乗車人員 28,002 人）や相模鉄道（さがみ野駅[海老名市にあるが本市に隣接]・１日平均乗車人員 18,430 人）が通っている。

主要な道路は国道 246 号が配置され、首都圏や他都市間と結ばれている。

（地勢）

面積は 17.58 ㎢で、東西の距離が 5.3 km、南北が 4.0 kmで中央部を南北に縦断する座間丘陵を境として東部には相模野台地が、西部には相模川に沿って沖積低地が広がり、起伏に富んだ地形となっている。

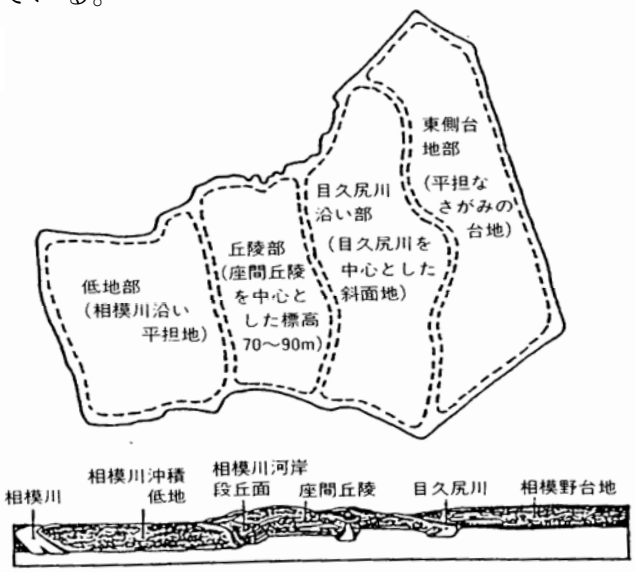

(2) 気象

年間を通じて比較的温暖な気候である。降水は、乾燥する冬期には少なく、梅雨期・台風期に降水が比較的多い。風向きは冬期には北から吹いてくることが多く、夏期には南から吹くことが多い。

年間平均気温	１５．２℃
最高気温	３７．３℃（６月）
最低気温	－１．９℃（２月）
年間降水量	１５０１．５ｍｍ

平成１７年座間市観測データより

(3) 人口動態、構成等

平成１８年１月１日現在の本市の人口は 128,105 人であり、平成に入ってからは人口の伸び率は落ち着きを見せている。平成１８年１月現在の座間市将来人口推計では、平成２４年をピークに人口は緩やかに減少していくと推計している。

また、平成１８年１月１日現在の世帯数は 51,729 世帯で、一世帯当たりの人員は 2.48 人であり、人口密度は１㎢当たり 7,287 人となっている。（平成１２年国勢調査）平成１２年国勢調査の結果によれば、常住人口が 125,299 人であるのに対し、昼間人口は 98,427 人であり、昼夜間人口比率は 78.6％である。世帯総数 49,002 世帯のうち、単独世帯は 14,179 世帯である。

また、平成１２年国勢調査の結果によれば、１５歳以上通勤通学者のうち、利用交通手段に「鉄道」を含む者の割合は 41.8％であり、「自家用車」のみの者は 26.8％である。

座間市町丁字別人口と世帯　　平成18年４月１日現在統計データより

町丁字名	世帯数	男	女	合　計	町丁字名	世帯数	男	女	合　計
栗　原	765	937	708	1,645	相武台	4,957	5,518	4,860	10,378
相模が丘	10,110	11,511	10,920	22,431	入谷	7,705	9,489	9,292	18,781
四ツ谷	911	1,276	1,176	2,452	ひばりが丘	5,801	8,076	7,648	15,724
新田宿	856	1,323	1,279	2,602	東原	3,105	4,065	4,032	8,097
立野台	2,168	2,708	2,770	5,478	さがみ野	1,064	1,202	1,144	2,346
緑ヶ丘	3,285	4,037	3,631	7,668	南栗原	2,711	3,698	3,520	7,218
明　王	375	470	434	904	栗原中央	2,389	3,417	3,268	6,685
広野台	1,102	1,447	1,418	2,865	西栗原	735	1,045	977	2,022
小松原	1,778	2,488	2,390	4,878	座間（自衛隊含む）	4	74	5	79
座間	1,985	2,760	2,770	5,530	合　計	51,806	65,541	62,242	127,783

(4) 道路の位置等

本市には、一般国道１路線をはじめ、主要地方道４路線(県道)、一般県道３路線のほか、市道幹線１級 20 路線、市道幹線２級 32 路線及び一般市道 1,974 路線があります。

平成１７年４月現在の道路延長は、国道が 2.6 キロメートル、県道が 18.8 キロメートル、市道が 351.5 キロメートルとなっている。

主要な道路としては、市南東部を横断する国道２４６号、市北部を横断し、行幸道路とよばれている主要地方道県道町田厚木線、市南部から中央部を通り座架依橋を渡る主要地方道県道藤沢座間厚木線、また市道では鈴鹿神社付近を基点とし、座間駅前をとおり、県道藤沢座間厚木線と交差する市道１号線、市役所前を南北に縦断する市道１７号線、市中央部から南林間へ至る市道１１号線、市東部を南北に縦断する市道１０号線及び市道６号線などがある。

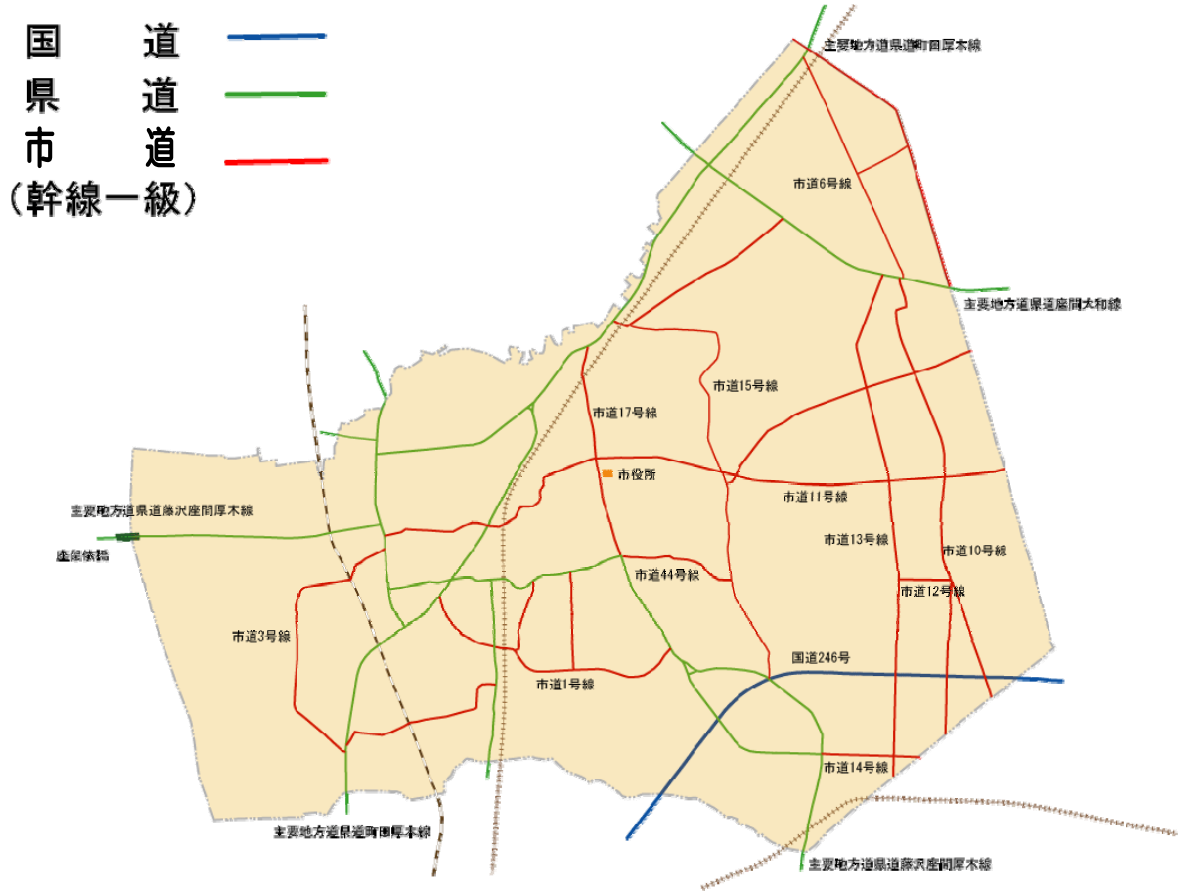

(5) 土地利用の特性

昭和３０年代から、国のめざましい経済発展に呼応するように人口の急増など都市化が進み、それまでの農、商業主力の形態から、近郊農業、住宅、商工業の複合する中核都市へ変貌し、発展を続けている。

(6) 在日米軍施設

本市には、日米安全保障条約第６条に基づく地位協定により、昭和２５年６月に米陸軍第８軍司令部が設置され、現在に至っている。また、厚木海軍飛行場が隣接している。

(7) 自衛隊施設

本市には、陸上自衛隊第４施設群座間分屯地が所在し、また、海上自衛隊厚木航空基地が隣接している。

名称	キャンプ座間（FAC3079）
所在地	座間市座間 相模原市磯部、新戸
面積	2,346,381.52 平方メートル（座間市分 620,832.22 平方メートル、相模原市分 1,725,549.30 平方メートル） 座間市分面積の内訳：国有地 612,507.95 平方メートル、市有地 1,118.90 平方メートル、民有地 7,205.37 平方メートル
主な施設	事務所（在日米陸軍司令部施設ほか）、陸上自衛隊第 4 施設群隊舎、公共施設、厚生施設、スポーツ施設、住宅

※座間市ホームページより

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる４類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
(3) 弾道ミサイル攻撃
(4) 航空攻撃

２　緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来